

平成29年第1回（3月）大磯町議会定例会

議案第1号説明資料

平成29年2月16日

大磯町歯及び口腔の健康づくり推進条例

資料

制定概要 1

制定内容 1～2

スポーツ健康課

大磯町歯及び口腔の健康づくり推進条例

1 制定概要

健康寿命を延伸することが、いつまでも自分らしい生活を送れるという生活の質の向上に繋がることは認識されてきています。本町でも、「おあしす 24 健康おおいぞ」など、地域での健康づくりの場で健康寿命の延伸に向けた様々な取組を進めてきています。

このような中、歯及び口腔機能を維持することが、糖尿病等の生活習慣病や認知症、高齢者の栄養不足や寝たきり等の予防に関連するなど、町民の健康増進を実現する上で重要な要素であることも認識するに至りました。

そこで、歯及び口腔の健康づくりを推進するため、町や関係機関の責務、町民の役割、基本的な施策などを定める「大磯町歯及び口腔の健康づくり推進条例」を制定するものです。

2 制定内容

前文

町民の健康づくりへの意識や関心が高まる中、歯及び口腔の健康が心身の健康づくりの重要な要素であることから、町民の健康増進を実現させるために、町民一人ひとりが日々の生活のなかで意識して取り組むことが大切であることや、町と関係機関が連携して支援することの必要性を述べています。

第1条（目的）

町民の歯及び口腔の健康づくりの推進に関する基本理念を定め、町の責務等を明らかにし、施策を推進することにより町民の健康増進に寄与することを目的として定めています。

第2条（定義）

条例中の歯科医師等、教育関係者、保健医療福祉関係者、口腔などの用語について解説しています。

第3条（基本理念）

歯及び口腔の健康づくりを進めることが、全身の健康の保持増進、健康寿命の延伸及び生活の質の向上に深く関わりがあるという基本認識のもと、町の施策は町民の歯及び口腔の健康づくりに関する自主的な取組を促進することであると定めています。

第4条（町の責務）

基本理念にのっとり、歯及び口腔の健康づくりに関する施策を策定し、実施することを町の責務として定めています。

第5条（歯科医師等の責務）

基本理念にのっとり、適切かつ効果的な保健医療の提供や、第4条に定める町の施策の推進への協力及び町民の自主的な取組への支援を歯科医師等の責務として定めています。

第6条（教育関係者及び保健医療福祉関係者の責務）

基本理念にのっとり、それぞれの業務において歯及び口腔の健康づくりの推進に積極的な役割を果たすことを教育関係者、保健医療福祉関係者の責務として定めています。

第7条（町民の役割）

歯及び口腔の健康づくりについて理解を深め、生涯にわたり自ら積極的に取り組むよう努めることを町民の役割として定めています。

第8条（基本的施策）

歯及び口腔の健康づくりを推進するための基本的施策について、ライフステージごとに定めています。

第9条（計画の策定）

歯及び口腔の健康づくりの基本的施策の実施に関する計画は、健康増進法に基づく「けんこうプラン大磯」の中で定めることとしています。

施行日 平成29年4月1日